



申請から奨励金交付まで

ステップ
1

廃品回収を実施

新聞・雑誌・雑がみ・ダンボール・紙パック・古布を合計1トン以上回収する。

ステップ
2

関係書類の提出 ※ 郵送でも可

団体回収終了後、「ごみ減量活動奨励金交付申請書」及び「ごみ減量活動奨励金請求書」に必要事項を記入し、提出する。

<提出書類>

- ごみ減量活動奨励金交付申請書（様式第1号）
- 引き取り業者の計量伝票、又はその写し。
- 団体の活動状況がわかるもの（告知ビラなど）
- ごみ減量活動奨励金請求書（様式第3号）
- 振込先指定口座の通帳表紙の写しと詳細の書いてある1ページめくった表紙裏部分の写し（各1枚ずつ）

<申請期間 年2回>

<前期>
2019年10月 1日（火）～10月15日（火）
<後期>
2020年 3月 1日（日）～ 3月15日（日）

<申請窓口>

○ 瀬戸市資源リサイクルセンター
TEL 21-3196
月曜日 休館（休日の場合は翌日以降の平日）
※ 土・日・祝日は混み合う場合があります。

※後期申請期間締切後の実施分については、翌年度に合わせて申請してください。

（後期申請期間締切前までの実施分については、翌年度に申請できません。）

※前期申請時に回収量が1トン未満の場合は、後期分と合わせて申請してください。

ステップ
3

奨励金額の決定

「奨励金交付決定通知書」を市から申請団体へ郵送で送付します。

※ 交付額は予算の範囲内で配分し決定します。

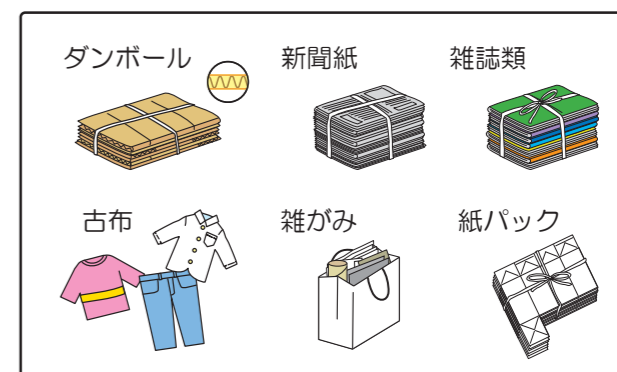
ステップ
4

奨励金の交付

通知後、2週間程度で指定口座に奨励金を振込みます。

廃品回収活動に奨励金を交付します。

瀬戸市ではごみ減量を促進するため、廃品回収を実施した子供会などの団体に、回収量に応じて奨励金を支給しています。



新聞・雑誌・雑がみ・ダンボール・紙パック・古布をあわせて1トン以上回収すると・・・



100kgあたり400円を交付します。（-団体一年度内20万円まで）

※制度改定により、年度途中で交付額が変更されることがあります。

対象は、子供会・婦人会・PTA・町内会など

営利を目的としない 団体です。

問い合わせ先

〒489-0806 瀬戸市東吉田町2番地の1
瀬戸市資源リサイクルセンター
TEL 21-3196 FAX 89-5224
月曜日 休館（祝日の場合は翌日）

資源リサイクルセンター

facebook



ごみ減量イメージキャラクター



へらせっとくん